

# 市営住宅 すまいのしおり

● 市営住宅へ入居した方へ ●

窓にかけてある黒いビニールカーテン  
は捨てずに、市役所へお持ち下さい。  
よろしく願いいたします。

群馬県住宅供給公社 安中支所  
(安中市役所 1階 建築住宅課内)

電話 027-381-8515

FAX 027-381-8517

安中市ホームページ <https://www.city.annaka.lg.jp/>

## はじめに…

市営住宅は、住宅に困っている人々が安い家賃で入居できるようにと国の補助を受け、市が建設した住宅です。そのため、入居できる人の収入(所得)には制限があり、家賃が民間賃貸住宅にくらべて安く設定されています。

しかし、みなさんに市営住宅を使用していただくためには公営住宅法や市営住宅管理条例などの様々な規則があります。

このしおりは、これから市営住宅を使用する皆さんに守っていただきたいこと、知っておいていただきたいこと、また、注意していただきたいことなどについてまとめました。入居したときにひととおりお読みください。また、必要なときにご覧いただけるよう、お手元に保管してください。

## 目 次

- I 団地内での生活について・・・2 ページ
  - 1 共同生活について
  - 2 迷惑行為の禁止について
  - 3 その他
- II 諸手続のご案内・・・3 ページ
  - 1 入居に際しての手続き
  - 2 入居してから必要な手続き
  - 3 市営住宅を退去するときの手続き
- III 施設についての留意点・・・8 ページ
  - 1 各住戸施設使用の留意点
  - 2 各住戸施設使用の維持管理について
  - 3 共用施設等使用の留意点
  - 4 共用施設の維持管理について
- IV 駐車場の使用許可について・・・13 ページ
- V 明け渡し請求について・・・14 ページ

# I 団地内での生活について

## 1 共同生活について

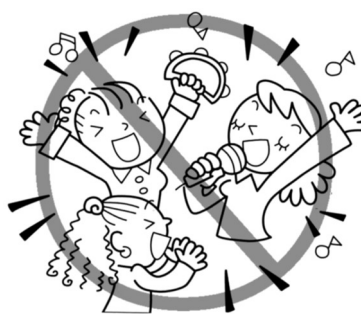
団地生活は、集団共同生活の場です。皆さんが明るく快適な生活ができるよう、お互い譲り合い助け合って、健康で文化的な楽しい生活の場となるよう努めましょう。

## 2 迷惑行為の禁止について

- (1) 犬・猫・鳥類等、ペットの飼育・餌付けは禁止です。
- (2) 電波障害等を起こす、機械設備・電気設備等を設置しないこと。
- (3) 自動車・オートバイ等のからふかしは慎みましょう。
- (4) 自分には心地よい音も他の人には騒音となります。必要以上の大声やテレビ等の電化製品や楽器等の音量には注意しましょう。
- (5) 炊事や洗濯は振動や音が出るものですが、特に夜間の静まった時間帯は、建物全体に大きく響いて聞こえます。他の人の迷惑とならないように、夜間の振動や音の出る作業は慎みましょう。



**動物を飼ってはいけません**



**騒音（声・音）に注意を**

## 3 その他（仲良く・明るく・朗らかに）

- (1) 周辺地区で行われる行事には、進んで参加し融和を図りましょう。
- (2) 出掛ける時は、隣同士声を掛け合しましょう。
- (3) 団地をより良い環境にするため、隣保班長を中心にみんなで考え、みんなで実行しましょう。

## Ⅱ 諸手続のご案内

市営住宅は、住宅に困っている方々が低家賃で入居できるように市が国の補助を受けて建てた住宅です。そのため、世帯総所得額をはじめとした色々な制限があります。

また、入居時、入居中、退去するとき、様々な場面で必要な手続きがあります。必ず各種手続きを行ってください。

### 1 入居に際しての手続き

#### (1) 電気・ガス・水道・電話の使用手続き

- ガス・水道・・・各事業所に連絡して手続きをしてください。

ガス・・・碓氷安中ガス事業協同組合                      TEL 027-385-1353

上下水道・・・安中市役所 上下水道部                      TEL 027-345-3001

- 電気・電話・・・自由化に伴い各自で事業者を選定して手続きをしてください。

電気・・・東京電力群馬カスタマーセンター              TEL 0120-995-001 (参考)

電話・・・NTT東日本    TEL 116 (参考業者)

(新しい電話番号が決まったら、建築住宅課へご連絡ください)

#### (2) 住所移転届

市役所市民課または支所住民福祉課において、入居可能日から14日以内に手続きをしてください。

手続きに必要なもの

- 写真付き身分証明書
- 届出人の印鑑
- 個人番号カードまたは通知カード
- 転出証明書(安中市外から市営住宅へ移転する場合のみ) など

※ 詳しくは市民課へお問い合わせ下さい。

郵便局への住所変更届

※ 転送期間は1年間です。詳しくは郵便局へお問い合わせ下さい。

#### (3) 家賃等の口座振替手続き

- 群馬銀行・東和銀行・しののめ信用金庫・群馬県信用組合・中央労働金庫

碓氷安中農業協同組合・みずほ銀行・ゆうちょ銀行のうちで、ご自身の希望する金融機関の本・支店(市外の支店も可)に『口座振替依頼書』を提出してください。

- 開始月は、金融機関が受け付けた『口座振替依頼書』の『市控』が市役所に到着した月、またはその翌月となります。口座振替が開始となるまでは、納付書にて直接お支払いください。

- 随時受け付けますので、年度の途中で口座を変更することができます。

- 口座振替の手続きをされない場合は、納付書にて納入していただきます。

## 2 入居してから必要な手続き

(1) 毎月の家賃・駐車場使用料は納期限までに納めてください。

納入金額・納入方法・納期限は後日発行される納入通知書をご覧ください。

(2) 入居者等に下記の異動があった場合は、そのつど文書による届出をしてください。

(届出用紙は、住宅供給公社安中支所に用意してあります)

これらの手続をしない場合は、不正入居により退去して頂くこととなりますので  
ご注意ください。

- ① 家族の中で氏名を変えた人がいるとき
- ② 家族に子どもが生まれたとき
- ③ 家族が死亡したとき (※1)
- ④ 家族が転出したとき (※1)
- ⑤ 連帯保証人に変更があったとき (住所・氏名・勤務先) (※2)
- ⑥ 身元引受人に変更があったとき (住所・氏名)
- ⑦ 15日以上市営住宅に住まないとき

※1 入居名義人の方が死亡または転出し、残された親族が引き続き市営住宅に住む場合は、30日以内に入居承継の手続きが必要です。(詳しくは下記③へ)ただし、入居承継は原則として、現に1年以上同居していた配偶者及び高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要がある人に認められます。

※2 令和5年3月31日以前に入居した方が対象です。

(3) 次の場合は、市の承認が必要です。必ず住宅供給公社安中支所までご相談ください。

承認を受けずに不正を行った場合は、住宅を明け渡していただくこととなります。

(届出用紙は、住宅供給公社安中支所に用意してあります)

- ① 入居した際に同居した親族以外の人を同居させようとするとき  
これから同居しようとする人の所得を加算すると入居基準の所得額を超えてしまう場合は、許可にならない場合があります。
- ② 模様替え、増築、または工作物を設置するとき  
模様替えや増築、工作物の設置は原則として認めません。ただし、足が悪くなったために手摺を設置する場合など、一定の条件をつけて認める場合があります。
- ③ 名義人が死亡、または退去した場合、残された同居親族が引き続き住むとき  
死亡、または退去の事実発生から30日以内に市の承認を受けなければなりません。ただし、規定により承継できない場合があります。

④ 連帯保証人について

令和5年4月1日より、入居時に求めている連帯保証人が不要となります。

ただし、令和5年3月31日以前に入居した方については、引き続き連帯保証人が必要となりますが、連帯保証人が次に該当する場合には、新たに連帯保証人を定める必要はありません。

(ア)連帯保証人が死亡、または行方不明になったとき

(イ)連帯保証人が破産、失職その他の理由により保証能力を有しなくなったとき

(ウ)連帯保証人が後見開始、保佐開始または補助開始の審判を受けたとき

⑤ 身元引受人を変更するとき

身元引受人が次に該当する場合には、速やかに新たな身元引受人へ変更し、市の承認を受けなければなりません。

(ア)身元引受人が死亡、または行方不明になったとき

(イ)身元引受人が破産手続き開始決定を受けたとき

(ウ)身元引受人が後見開始、保佐開始または補助開始の審判を受けたとき

(エ)その他市長が必要と認めて身元引受人の変更を求めたとき

(4) 毎年必ず所得の申告をしてください。

毎年7月上旬～8月中旬に、「収入等に関する申告書」を提出して頂きます。この書類は、次年4月からの家賃の計算基準となりますので、必ず提出して下さい。

**提出しない場合、次年の家賃が近傍同種家賃（団地内の最高家賃）になります。**

(5) 住宅使用料等の減免について

入居者が次の特別な事情がある場合には、住宅使用料等の減免、または猶予を受けられる場合があります。減免等を受ける場合には一定の基準がありますので、住宅供給公社安中支所までご相談ください。

(6) 家賃の種類について

①「本来入居者の家賃」が適用になる方

収入月額158,000円（高齢者、障がい者、小学校未就学などの裁量階層世帯は214,000円）以下の入居者です。

②「収入超過者の家賃」が適用になる方

市営住宅に引き続き3年以上入居していて、かつ、「収入月額」が158,000円（高齢者、障がい者、小学校未就学などの裁量階層世帯は214,000円）を超える入居者です。なお、収入超過者は、収入基準を超えており、住宅を明け渡すよう努める義務があります。

③「高額所得者の家賃」が適用になる方

市営住宅に引き続き5年以上入居していて、かつ、最近2年間の「収入月額」が引き続き313,000円を超える入居者です。

なお、高額所得者は、収入基準を大幅に超えており、市では期限を定めて住宅の明け渡しを請求します。

### 3 市営住宅を退去するときの手続き

#### (1) 返還届の提出

退去予定日の1ヶ月前までに返還届・敷金領収書を提出してください。

#### (2) 敷金の返還請求

- 退去時の修繕完了の検査終了後に、敷金を返還します。
- 敷金に利子はありません。
- 家賃や損害賠償金に未納がある場合は、その分を差し引いた金額をお返しすることとなります。なお、これらの未納額が敷金の額を超えた場合は、納付計画を協議の上、超過分を納めていただきます。

#### (3) 住宅の修繕

次の部分については、退去者の費用負担で修繕をしていただきます。修繕は専門の業者に依頼してください。（詳しくはP.7をご確認ください。）

具体的な修繕負担については、立会い検査時に決定します。

- ① 畳の表替え
- ② ふすま・障子の張替え
- ③ 塗装壁の塗替え及びクロス壁の貼替え等（天井を除く）  
(汚れの程度によっては、塗り替え及び貼り替えをしていただく場合があります)
- ④ 破損箇所の修繕(洗面器、便器等の陶器製品、サッシ、網戸、木製建具、ガラス、壁穴、落書き、床抜け等の部分的修繕)
- ⑤ 汚れている箇所の清掃（水回り、床、サッシ、各所換気扇を含む）
- ⑥ シール等の貼物のはがし（壁のクリーニングを含む）
- ⑦ 風呂釜・浴槽の撤去（秋間・原市・平第2・朝日・塚越団地を除く）
- ⑧ 部屋内外の片づけ（備付け以外の照明器具、TVアンテナ、エアコン、湯沸かし器等）
- ⑨ 増築物（プレハブ、物置、ウッドデッキ等）の撤去
- ⑩ 模様替えや工作物を設置した箇所（手摺の設置等）の復元
- ⑪ トイレのくみ取り（くみ取り式便所の場合）

- 《注意》 ・入居日数に関わらず、入居者皆様には、畳の表替え、ふすま、障子の張替え、クリーニングを実施していただきます。
- ・募集停止団地を退去する場合は、内装の修繕は不要となります。

#### (4) 鍵の返還・退去日の認定について

立会い時に鍵（複製を含む）を返還し、修繕業者への支払いが完了した日をもって退去日となります。（月の途中で退去となった場合は、日割り分までの使用料を請求します。）

(5) 電気・ガス・水道・電話の使用停止の手続き

各事業所に連絡し、手続きをしてください。（電気・水道は修繕完了後）

(6) 住所移転届

市役所市民課又は支所住民福祉課で、退去日から14日以内に手続きをしてください。

《退去時に退去者皆様の負担で修繕するもの》

修繕部分	修繕内容
リビング・キッチン	流し台・ガス台・吊り棚・換気扇の清掃
	流し排水のつまり解消
	壁穴・サッシ・木製建具・網戸・ガラス等の破損個所の修理、取替え
和室・洋室	畳の表替え（畳の裏返しではないこと）
	ふすま・障子の貼替え
	壁穴・サッシ・木製建具・網戸・ガラス等の破損個所の修理、取替え
浴室	備付け以外の浴槽・風呂釜の撤去
	壁・天井・床・浴槽・給排水設備・換気扇・扉の清掃
	壁穴・サッシ・建具・網戸・ガラス等の破損個所の修理、取替え
	排水のつまり解消
トイレ	床・便座・ロータンク・換気扇・木製建具の清掃
	壁穴・サッシ・木製建具・網戸・ガラス等の破損個所の修理、取替え
	排水のつまり解消
洗面所	床・洗面台・換気扇・木製建具の清掃
	洗面器・壁穴・サッシ・建具・網戸・ガラス等の破損個所の修理、取替え
	排水のつまり解消
廊下	壁穴・木製建具等の破損個所の修理、取替え
ベランダ	物干し竿・室外機・アンテナ等の設置物撤去・清掃
住戸内全般	入居者がつけたシール・フック・釘等の撤去
	落書きや汚れの清掃 (損傷の程度によって、塗装、クロスの貼替えとなる場合があります)
	故意または過失、その他通常の維持管理を怠ったことにより生じた破損個所の修復（壁穴、床抜け、落書き等）
	床の清掃
その他 (該当の場合)	設置物の撤去 (備付け以外の照明器具、TVアンテナ、エアコン、湯沸かし器等)
	増築部の撤去（プレハブ、物置、ウッドデッキ等）
	模様替えした部分の復元（備付けの便座への復旧、手すりの取外し等）
	すべての鍵の紛失による鍵交換（ドアノブ、シリンダー交換）
	トイレの汲み取り

### Ⅲ 施設についての留意点

市営住宅は、入居した皆さんの生活の場ですが、公営住宅法に基づき建設された安中市民の財産でもあります。常に次のことに留意して大切に使用しましょう。

#### 1 各住戸施設使用の留意点

(1) 各住戸の使用等について ※設備の内容は団地によって異なります

- ① 各住戸の施設全般について落書きや損傷することのないよう丁寧に対処すること。  
(修繕費用は、落書きをした入居者や破損した入居者の負担となります)
- ② 各住戸内を清潔に保つよう、常に清掃すること。
- ③ 玄関ドアの開閉はドア外の人に注意し、静かに開閉すること。
- ④ 玄関ドアのチェーンロックは常に使用し、外来者に対してはドアスコープを使用して安全を確認すること。
- ⑤ 各室の窓から、物を投げ捨てないこと。
- ⑥ **カビの発生には注意すること。**  
市営住宅は気密性が高い構造のため、以下に注意し、カビの発生を予防しましょう。
  - ・石油ストーブやガス器具を使用する場合は、換気を充分に行うこと。
  - ・カビが発生した場合は、市販のカビ取り剤等で掃除すること。
  - ・壁やガラス窓に付着した水滴をこまめに拭き取ること。
  - ・収納の際は、押入れのふすまを少し開け、「すのこ」を敷き、収納物と壁に10センチ位隙間を作ること。
  - ・便所や洗面所、浴室は常時換気扇を回すこと。  
(換気扇がない住宅は、常に窓を開けること)
- ⑦ 台所・浴室・便所等の水を使用する場所付近は腐食しやすいため、常に乾燥するよう、換気扇を常に回すなど換気に注意すること。乾燥の妨げとなるような敷物はしないこと。

窓をあけて換気をする



(2) バルコニーの使用について

バルコニーは、災害が発生した時などの緊急時に、隣戸との境界壁を破ることで隣の住戸へ避難できるようになっています。次のことを守りましょう。

- ① バルコニーには、重量物や不用品等置かないこと。  
特に、避難用はしごの上下部や隣との境界壁の周辺には物を置かないこと。
- ② 非常時以外は、避難はしごを絶対に開けないこと。
- ③ バルコニーでは子どもを一人で遊ばせないこと。
- ④ 物干し金具にブランコ、ひも類をつるさないこと。
- ⑤ 室外機の設置は、避難用はしごの上下部や境界壁の周辺を避けること。  
(ドレンホースは排水溝まで延ばすこと)
- ⑥ バルコニーの干しものは、階下に落下しないよう注意すること。

### (3) ガス設備の使用について

ガス漏れ等は、大きな災害や重大な事故につながる恐れがありますので充分注意してください。

- ① 各住戸の入口付近の鉄扉内に給湯器や計器・バルブ類がありますが、必要以外には手を触れないこと。給湯器の排気口は高温になるので特に注意すること。
- ② 給湯器の取扱いは家族全員が熟知しておくこと。特に冬期の取り扱い方法には注意すること。
- ③ ガス器具は、ガス漏れ等に注意し、外出・夜間等使用しない場合は必ず元栓を締めること。
- ④ ガス集中供給施設付近では火気を使用したり、子どもを遊ばせたりしないこと。
- ⑤ ガス器具使用時は、室内の換気に充分注意すること。
- ⑥ その他ガス設備器具の維持管理、保安についてはガス供給業者の指導を受けるよう務めること。

### (4) 住宅用火災警報器について

火災に備えて、住宅用火災警報器の動作点検、清掃等を定期的に行ってください。

- 警報停止ボタンを押し続け(ひもを引っ張り続ける)、火災警報音が「ピーピーピー」と鳴り、作動灯(赤)が点滅すれば正常です。
  - 故障時には、8秒ごとに「ピッピッピッ」と鳴り、作動灯(赤)が点滅します。
  - 電池切れの際は、8秒ごとに「ピッ」と鳴り、作動灯(赤)が8秒ごとに点滅します。
- ※電池切れや異常が確認された際は、住宅供給公社安中支所へ連絡してください。

### (5) 電気設備の使用について

- ① 危険なタコ足配線はしないこと。
- ② 電気器具の過剰使用を避けると共に、スイッチを切り忘れないよう注意すること。
- ③ 室内配電盤、コンセント、スイッチ等に工作をしないこと。
- ④ 電気使用については、日頃から正しい使用法を身に付けるよう心掛けること。

### (6) 給排水設備の使用について

- ① 常に点検をして、水漏れ等があった場合はそのままに放置することなく、早急に処置をすること。修理が必要な場合は住宅供給公社安中支所へ連絡して下さい。
  - ② 排水管や浄化槽の目詰まりや損傷の原因となるような物は流さないこと。  
(薬物・油類・固形物・食べかす等)
- ※排水管のつまり解消は、入居者個人負担で修繕していただきます。
- ③ 洗濯機の排水口は目詰まりをおこさないようこまめに清掃すること。

(7) トイレの使い方について

- ① トイレトーパー以外の紙は使用しないでください。また、生理用品、紙おむつ等を流さないでください。(誤って流すと排水管内で詰まり、工事が必要となります)
- ② 便器の清掃に洗剤等を使う場合は、浄化槽用の物を使ってください。

2 各住戸施設使用の維持管理について

住戸専用部分の日常の使用に伴う小修繕(消耗、破損によるものを含む)は、入居者の皆様に修繕していただきます。詳細については、下表をよくご確認ください。

ただし、入居後、3か月以内に発生したものについては、住宅供給公社安中支所で修繕いたしますので、入居後は住戸に異常がないかよく確認をしてください。(日常生活に支障のない範囲の汚れ、傷、破損等についてはご容赦ください。)

《入居期間中、入居者皆様の負担で維持管理するもの(住戸専用部)》

修繕部分		修繕内容
住宅	内装	畳の表替え
		壁及び天井の汚損除去、穴あき補修
		塗装の塗替え、クロスの貼替え
		備付き戸棚、吊り棚の補修
	建具類	障子の貼替え
		ふすまの貼替え
		網戸の張替え
		破損ガラスの取替え
		戸車の交換
		ドアノブ、取っ手の修理、取替え
		敷居レールの取替え
	電気設備	電球・蛍光灯・電気笠・ソケット・コード類の修理、取替え
		コンセント・スイッチ・ヒューズの修理、取替え
		換気扇の修理、取替え(ダクト式換気扇は除く)
	給水設備	流し台、ガス台の補修
		洗面器、洗面台、便器、ロータンクの陶器器具の破損による補修、取替え
		各給水栓パッキン取替え(カートリッジ交換は除く)
		・コマパッキン取替え
	排水設備	流し・洗面・浴室・便所・洗濯パンの排水清掃、つまり解消
	ガス器具等	浴槽、風呂釜の部品交換等による軽微な修理 (備付けでない団地は全額入居者負担で修理いただきます)
	庭回り	庭の柵、木塀の修理
		垣根の維持管理
		物干しの修理
その他	上記に関わらず、入居者の故意または過失や維持管理を怠ったことにより生じた破損、損傷個所の修理	
	社会通念上入居者が負担すべきと認められるもの	

### 3 共用施設等使用の留意点

- (1) 団地の施設全般について落書きや損傷することのないよう丁寧に取り扱うこと。
- (2) 共用施設は常に清掃するとともに、正常に機能するように管理すること。
  - ① 階段部分及び屋外廊下は、入居者及び外来者の共用の通路であり、災害等が発生した時の避難経路ともなります。次のことを守りましょう。
    - (ア)物を置かないこと。
    - (イ)子どもの遊び場にしないこと。
    - (ウ)ゴミのポイ捨てをしないこと。
  - ② 共用部分の下水管・ため桝・アプローチ（歩道部分）・空き地・植え込み・緑地の清掃等は、団地の入居者で協力して行うこと。
  - ③ 団地内と児童遊園の除草と植栽の刈り込みは、定期的に入居者で協力して行うこと。
  - ④ 自転車置場の使用は、棟全体で話し合い効果的に使用すること。
  - ⑤ フェンス等で区画されている浄化槽施設の中へ入らないこと。
  - ⑥ 団地内道路・アプローチ（歩道）・駐車場について道路は入居者及び一般市民の公共施設であり、また駐車場は入居者及び外来者のための施設であると共に避難場所でもあります。次のことに注意しましょう。
    - (ア)団地内道路の自動車運行は、最徐行し、歩行者に注意すること。
    - (イ)決められた駐車区画以外に車を駐車しないこと。
    - (ウ)アプローチ内へ車を乗り入れないこと。  
舗装やインターロッキング（石畳）部分は自動車の通行に耐えられる仕様になっていません。引っ越し時にも乗り入れないでください。
  - ⑦ 団地内及び隣接する河川・田畑等にゴミを投げ捨てないこと。



### 4 共用施設の維持管理について

次の団地全体で維持管理の必要性があるものについては、入居者の皆様にご負担いただきます。（詳しくはP.12の表をご確認ください。）

- (1) 電気・ガス・水道及び下水道の使用料（共同部分の使用料を含む）
- (2) 共用施設（給水施設及び污水处理施設等）の使用並びに維持運営に要する費用
- (3) 汚物・ゴミ等の処理・除草、低木（概ね2.5m以下）の刈り込みに要する費用
- (4) 電気のスイッチ・グロー・電球・蛍光管及びヒューズを取替に要する費用
- (5) 浄化槽維持に必要な消耗品類の取替に要する費用
- (6) 給排水管の清掃に関する費用
- (7) その他、社会通念上入居者が当然負担すべきものと認められる費用

《入居期間中、入居者皆様の負担で維持管理するもの（共同施設）》

共用施設内容		費用負担内容
共用 施設	給水施設	電気・ガス・水道・下水道の使用料
	汚水処理施設	電気・ガス・水道・下水道の使用料
		維持管理費、検査費、消耗品類の取替え
	エレベーター	エレベーター使用による維持運営費
	集会所	電気・ガス・水道・下水道の使用料
		電球・蛍光灯・ヒューズ・グローランプの取替え
		備品の購入費
	共同灯	電球・蛍光管・ヒューズ・グローランプの取替え
	団地内全般	汚物・ゴミ等の処理、清掃
	団地内緑地	草刈り、及びゴミの処分費
		低木(概ね2.5m以下の植栽)の刈り込み、及びゴミの処分費
排水設備	屋外排水管・U字溝・ため桧の清掃	
その他	上記に関わらず、入居者の故意または過失や維持管理を怠ったことにより生じた破損、損傷個所の修理 社会通念上入居者が負担すべきと認められるもの	

## IV 駐車場の使用許可について

自動車の駐車は、決められた位置に各住戸1台のみ許可しています。また、市営住宅の中には、駐車場が整備されていない団地もあります。

家賃・駐車場使用料の滞納がある場合、新たに車庫証明の発行はできません。

### 1 駐車場使用許可の条件

- (1) 駐車場が舗装整備されて駐車場使用料を徴収している場合は、定められた駐車場使用料を納入すること。
- (2) 住宅及び公共施設を損傷してはならない。  
住宅及び公共施設を損傷した場合は、壊した人が元通りに直すこと。また、修理が終わったら住宅供給公社安中支所の係員の検査をうけること。
- (3) 他人の迷惑となる行為をしてはならない。  
自動車の発進時やアイドリング時の音は、周囲に迷惑を及ぼすことのないように、充分注意すること。
- (4) 自動車の運行中及び保管中の事故等の発生により何らかの損害が生じた場合、その責任はすべて当該自動車の所有者または使用者にあるものとします。
- (5) その他、安中市住宅管理条例に従うものとするほか、条件、指示に反する場合は、駐車場の使用許可を取消すものとします。

## V 明け渡し請求について

次のような場合は、安中市市営住宅管理条例に基づき住宅を明け渡し頂くことになります。ご注意ください。

- (1) 不正な行為によって入居したとき
- (2) 家賃を、3ヶ月以上滞納したとき
- (3) 届出なしに、15日以上住宅を使用しないとき
- (4) 住宅又は共同施設を故意に壊したとき
- (5) 入居者及び同居者が暴力団員であることが判明したとき
- (6) 承認を受けずに、同居者をおいたとき
- (7) 入居の承継の手続きをしないとき
- (8) 公共施設の管理を怠ったとき
- (9) 他に迷惑を及ぼす行為、周辺環境を乱す行為をしたとき
- (10) 承認を受けずに、住宅を転貸、用途変更又は模様替えをしたり、増築したとき
- (11) その他、市営住宅管理条例等に違反したとき

※また、一定基準の所得を超えた入居者に対しては、住宅の明け渡しを請求することになります。

